

育児または介護を行う函館市企業局職員の早出遅出勤務  
ならびに深夜勤務および時間外勤務の制限の運用について

育児または介護を行う函館市企業局職員（以下「職員」という。）の早出遅出勤務ならびに深夜勤務および時間外勤務の制限については、函館市企業局職員就業規程（平成23年函館市企業局規程第17号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、平成29年4月1日以降は、下記により取り扱うこと。

記

- 1 規程第25条の2関係（育児または介護を行う職員の早出遅出勤務）
  - (1) 規程第25条の2第1項の「公務の運営」の支障の有無の判断に当たっては、請求に係る時期における職員の業務の内容、業務量、代替者の配置の難易等を総合して行うものとする。
  - (2) 規程第25条の2第1項第1号の「小学校就学の始期に達するまで」とは、その子が6歳に達する日以後の最初の3月31日までをいう。
  - (3) 早出遅出勤務の始業および終業の時刻ならびに休憩時間は、次の表に定めるとおりとする。

区分	始業時刻	終業時刻	休憩時間
早出1	午前8時15分	午後5時	正午から午後1時まで
早出2	午前8時30分	午後5時15分	正午から午後1時まで
遅出1	午前9時	午後5時45分	正午から午後1時まで
遅出2	午前9時15分	午後6時	正午から午後1時まで

- (4) 前号の規定にかかわらず、規程第22条の規定により勤務時間の割振りをしている職員の早出遅出勤務の勤務時間については、管理部長と協議の上、別に定めるものとする。
- (5) この条の規定による請求は、子が出生する前においてもすることができるものとする。

(6) 早出遅出勤務に係る勤務時間の割振りについては、勤務を要しない日の振替えおよび半日勤務時間の割振り変更等と同じ専決区分とする。

2 規程第26条関係（育児または介護を行う職員の深夜勤務および時間外勤務の制限）

(1) 公営企業管理者（以下「管理者」という。）の「公務の運営」の支障の有無の判断については、規程第25条の2関係第1項の規定の例による。

(2) 規程第26条第3項の「3歳に満たない」とは、満3歳の誕生日の前日までをいう。

(3) 規程第26条第3項および第4項の「業務を処理するための措置」とは、業務の処理方法、業務分担または人員配置を変更する等の措置をいう。

(4) 規程第26条第3項の「災害その他避けることのできない事由」とは、地震による災害等通常予見し得る事由の範囲を超え、客観的にみて避けられないことが明らかなものをいう。

(5) 規程第26条第1項から第4項までの規定による請求は、子の出生前においてもすることができるものとする。

3 規程第25条の3関係（育児を行う職員の早出遅出勤務の請求手続等）

(1) 早出遅出勤務の請求は、おおむね1か月間以上の一の期間について一括して行うものとする。

(2) 規程第25条の3第2項の通知は、文書により行うものとし、公務の運営に支障がある場合にあつては、当該支障のある日および時間帯等を記載して通知するものとする。（通知書の例：別記様式）

(3) 子が出生する前に請求をした職員は、子が出生した後、速やかに、当該子の氏名および生年月日を管理者に届け出なければならない。この場合において、出産の届出を行った女子職員にあつては、当該届出をもってこの届出に代えることができるものとする。

#### 4 規程第25条の4関係

規程第25条の4第1項第3号の「同居しないこと」とは、早出遅出勤務をすることとなる期間を通じて同居しない状態が続くことが見込まれることをいう。

#### 5 規程第27条関係（育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等）

- (1) 深夜勤務の制限の請求は、できる限り長い期間について一括して行うものとする。
- (2) 規程第27条第2項（規程第25条の5および第29条において準用する場合を含む。）の規定による通知は、規程第25条の3関係第1項の規定の例による。
- (3) 子が出生する前に請求をした職員の当該子の氏名および生年月日の管理者への届出については、規程第25条の3関係第2項の規定の例による。
- (4) 規程第27条第4項第3号の「同居しないこと」とは、深夜勤務を制限することとなる期間を通じて同居しない状態が続くことが見込まれることをいう。

#### 6 規程第28条関係（育児を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等）

- (1) 時間外勤務の制限の請求は、制限が必要な期間について一括して行うものとする。
- (2) 規程第28条第2項（規程第25条の5および第29条において準用する場合を含む。）の規定による通知は、文書により行うものとする。（通知書の例：別記様式）
- (3) 規程第28条第4項の通知は、変更した時間外勤務制限開始日を記載した文書により行うものとする。（通知書の例：別記様式）
- (4) 子が出生する前に請求をした職員の当該子の氏名および生年月日の管理者への届出については、規程第25条の3関係第2項の規定

の例による。

(5) 規程第28条第6項第3号の「同居しないこと」とは、深夜勤務を制限することとなる期間を通じて同居しない状態が続くことが見込まれることをいう。

7 規程第29条関係（介護を行う職員の深夜勤務および時間外勤務の制限の請求手続等）

規程第29条の規定により読み替えて準用する第25条の4第1項第2号、第27条第4項第2号および第28条第6項第2号の「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した場合」とは、請求に係る要介護者が、離婚、婚姻の取消し、離縁等により職員の親族でなくなった場合をいう。

別記様式

早出遅出勤務  
深夜勤務の制限  
時間外勤務の制限

に関する通知書

年 月 日

様

(公営企業管理者) 印

年 月 日付けで請求のあった

早出遅出勤務については、下記の  
期間を除き、公務の運営に支障が  
ない  
深夜勤務の制限については、下記  
の期間を除き、公務の運営に支障  
がない  
時間外勤務の制限については、下  
記の日から請求者の業務を処理す  
るための措置を講ずることが著し  
く困難でない

ことを通知します。

記

1 公務の運営に支障がある期間

年 月 日	時 間 帯

2 時間外勤務制限を開始する日

( 年 月 日 )